水戸教育事務所だより

寄り添う事務所　・　育成する事務所

第 11 号
2022年9月1日

令和４年度管内生徒指導主事研修会から学ぶ

虐待に関する報告増加　虐待を発見した時の対応確認を！

外部機関とのさらなる連携を　＋　**「学校いじめ防止基本方針」年１回以上の見直しを**

７月、水戸教育事務所にて管内生徒指導主事研修会を実施しました。

第一部の講義「児童虐待における現状」では、中央児童相談所子ども虐待対応課長　倉持博様が「児童虐待とは」「児童虐待を発見した時の対応」等について具体的な事例を挙げて話をし、参加者は対応の在り方等について理解を深めました。

水戸教育事務所管内でも年々、虐待に関する事故報告が増え児童相談所との連携が欠かせなくなってきています。各学校においても、生徒指導主事を中心に、児童相談所の役割を再認識し、より一層連携を図っていく取組をお願いします。

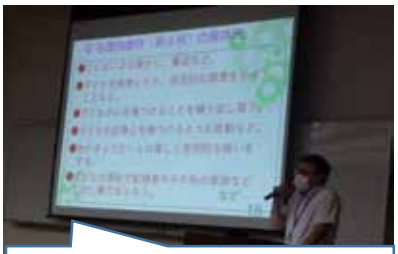

事例を通して講義する講師

第二部の事例検討会では、学校いじめ防止基本方針を基に、グループごとに事例について対応を検討し合いました。どのグループからも組織的対応・初期対応の大切さが話題となりました。また、自校の学校いじめ防止基本方針が学校の現状とそぐわないのではないか、見直しが必要ではないかとの意見もありました。

本県では、生徒指導の充実に向けた努力事項として「生徒指導の方針・基準を明確化・具体化した指導体制の充実」を挙げています（学校教育指導方針31ページ）。各学校で、学校いじめ防止基本方針を年１回以上は見直し、全職員で十分な共通理解を図ってください。

熱心に語り合う生徒指導主事

ご活用ください

生徒指導班では、初任者の先生方の指導の一助とするため、「生徒指導に関する資料」を作成しています。生徒指導訪問をしている学校には配付していました。

多くの学校で活用していただけるようホームページに掲載しましたので、ぜひご活用ください。

【掲載場所】教育情報ネットワーク→ポータルシステム→お知らせ→初任者向け生徒指導資料

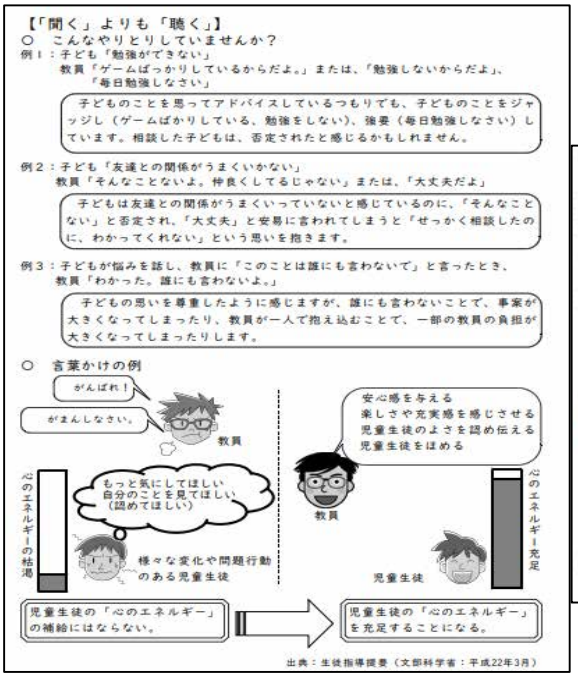

【生徒指導資料の一部】